

第69回九都県市首脳会議

報告事項

平成28年5月

目 次

I 検討状況の概要

1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

- (1) 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について . . . 1
- (2) 障害者の積極的な就労促進について . . . 1
- (3) 高齢者の交通安全対策の推進について . . . 1
- (4) 外国人来訪者に対する熱中症予防啓発の強化について . . . 2
- (5) 里親制度の推進に向けた取組みについて . . . 2
- (6) 福島県の復興支援について . . . 2
- (7) 地方税財政問題に対する取組みについて . . . 3

2 今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

- (1) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組みについて . . . 4
- (2) ガソリンベーパー対策の推進について . . . 4
- (3) 自然災害に備えた家庭での備蓄促進について . . . 5
- (4) ヒートアイランド対策について . . . 5
- (5) 子どもの貧困対策について . . . 5
- (6) 「子どもの未病対策」の推進について . . . 6
- (7) 国民健康保険特定健康診査受診率向上への取組みについて . . . 6

Ⅱ 検討状況に係る資料

- (別添1) 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について
- (別添2) 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について (案)
- (別添3) 障害者の積極的な就労促進検討会 検討結果概要
- (別添4) 障害者の積極的な就労促進に向けた取組について (案)
- (別添5) 高齢者の交通安全対策の推進について
- (別添6) 外国人来訪者に対する熱中症予防啓発に係る提言書
- (別添7) 里親制度の推進に向けた取組の概要
- (別添8) 福島県の復興支援～福島県の希望実現に向けた検討会～
- (別添9) 地方税財政制度について (パンフレット)
- (別添10) 地方税財政制度について (パンフレット・神奈川県)
- (別添11) ガソリンベーパー対策の推進に関する主な取組について
- (別添12) 「自然災害に備えた家庭で備蓄促進について」の取組
- (別添13) 地球温暖化対策特別部会
ヒートアイランド対策検討ワーキンググループ会議の概要
- (別添14) 子どもの貧困対策について
- (別添15) 子どもの健康・未病対策推進検討会 検討状況の概要

I 検討状況の概要

1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について</p> <p>九都県市における多子世帯・子育て世帯向けの住宅施策について情報共有を行い連携できる取組を検討した。</p> <p>また、今後必要と思われる支援策等について国への要望（案）を作成した。</p> <p>その内容は、別添1、2のとおりである。</p> <p>2 障害者の積極的な就労促進について</p> <p>9月の障害者雇用支援月間に合わせて、九都県市共同リレーキャンペーンを実施した。また、法改正の動向を踏まえ、精神障害や発達障害のある方の雇用促進に特化した事業、工賃向上や企業就労の促進に向け、検討を行った。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、国への要望（案）を作成した。</p> <p>その内容は、別添3、4のとおりである。</p> <p>3 高齢者の交通安全対策の推進について</p> <p>高齢ドライバーの交通事故防止に向けた共同の取組を検討するとともに、高齢者の移動手段を確保するための公共交通の充実等に向けた取組と課題について情報交換を行った。</p> <p>その概要は、別添5のとおりである。</p>	<p>1 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について</p> <p>多子世帯・子育て世帯に対する住宅施策について国へ要望する。</p> <p>今後必要に応じて適宜情報交換や意見交換を行い、連携を図っていく。</p> <p>2 障害者の積極的な就労促進について</p> <p>障害者の積極的な就労促進について、国へ要望する。</p> <p>また、検討会における議論を踏まえ、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、今後も、必要に応じて情報交換や意見交換を行い、連携を図っていく。</p> <p>3 高齢者の交通安全対策の推進について</p> <p>秋の全国交通安全運動期間中に、高齢ドライバーの交通事故防止に向けた啓発活動を集中的に実施する。</p> <p>今後も適宜情報交換を行い、連携を図っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 外国人来訪者に対する熱中症予防啓発の強化について</p> <p>外国人来訪者に対する熱中症予防啓発について、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣に対し、平成28年2月17日に提言を行った。</p> <p>その内容は、別添6のとおりである。</p> <p>5 里親制度の推進に向けた取組みについて</p> <p>里親制度の推進に向けて、九都県市共同で実施した要望については、育児休業制度についての要望が概ね実現に向かっていることを確認した。</p> <p>また、各団体の状況について情報交換を行うとともに、里親制度の周知啓発について、共同の取組を推進した。</p> <p>その概要は、別添7のとおりである。</p> <p>6 福島県の復興支援について</p> <p>福島県からの希望を踏まえて、九都県市で共同の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県への教育旅行の呼び掛けの場の提供 ・各都県市で開催されるイベントへの福島県産品の販売・PRブースの出店 ・震災から5年となる平成28年3月に各都県市の広報誌に福島県の記事を一斉に掲出 など <p>その内容は、別添8のとおりである。</p>	<p>4 外国人来訪者に対する熱中症予防啓発の強化について</p> <p>引き続き九都県市が協力し、国の動向等について情報共有を図るとともに、必要に応じて、共同での取組について検討していく。</p> <p>5 里親制度の推進に向けた取組みについて</p> <p>これまでの検討を踏まえ、引き続き、各都県市の里親制度の推進に係る取組を推進するとともに、今後も必要に応じて連携を図っていく。</p> <p>6 福島県の復興支援について</p> <p>引き続き、福島県の復興の足かせとなる震災の記憶の風化を防ぐため、九都県市が連携して福島県の復興を後押しする取組を進めていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>7 地方税財政問題に対する取組について</p> <p>地方税財政問題（臨時財政対策債）に関し広く理解を得るための基本資料及び個別資料を作成し、住民等への周知を行った。</p> <p>その内容は、別添 9、別添 10 のとおりである。</p>	<p>7 地方税財政問題に対する取組について</p> <p>地方税財政問題（臨時財政対策債）について、引き続き、作成した資料を活用するなど、住民等への周知に努めていく。</p>

2 今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>防災・危機管理対策委員会のホームページの部会のページ上にある「風しん対策について」のページ内容の充実を図った。</p> <p>2 ガソリンベーパー対策の推進について</p> <p>ORVR車の早期義務付けの必要性を広く国民に理解してもらうため、高速道路のサービスエリア等でのポスター掲示や電車内のモニターへの動画表示等による啓発・情報発信を行うとともに、「東京モーターショー2015」に出展し、啓発活動を実施した。</p> <p>その概要は、別添 11 のとおりである。</p> <p>(国等の動向)</p> <p>平成 27 年 3 月に環境省の中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会が公表した中間取りまとめを受け、同審議会自動車排出ガス専門委員会において、ガソリンベーパー対策案の検討を行っている(平成 28 年度末に答申予定)。</p>	<p>1 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>予防接種促進のための九都県市共同での取組について、実施可能なものから順次展開するとともに、より効果的な取組について、検討を継続する。</p> <p>2 ガソリンベーパー対策の推進について</p> <p>ORVR車の早期義務付けの必要性を広く国民に理解してもらうため、啓発・情報発信を行う。</p> <p>また、国の動向を注視し、必要に応じて国への再要請を検討する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 自然災害に備えた家庭での備蓄促進について</p> <p>自然災害に備えた家庭での備蓄を促進するため、集中的な広報・随時広報・通年広報を、九都県市共同で取り組む事を確認した。</p> <p>九都県市が共同して集中的に行う広報活動を、9月1日に係る1週間の「防災週間」に実施するほか、各都県市が開催する防災イベントなどにおいて随時広報などを行うこととした。</p> <p>普及啓発にあたり、九都県市共通の「自然災害に備えた家庭における備蓄促進」にかかるロゴマークやチラシ等を作成することとした。</p> <p>その概要は、別添12のとおりである。</p> <p>4 ヒートアイランド対策について</p> <p>各都県市の取組状況や先進的な取組について意見交換を行った。</p> <p>また、九都県市の発信力を生かすことで高い効果が見込める共同取組を実施することとした。</p> <p>その概要は、別添13のとおりである。</p> <p>5 子どもの貧困対策について</p> <p>「子どもの貧困」の対策と未然防止に関わる、様々な施策・制度のシームレスな取組の推進に向けた検討を進めるため、検討項目、今後のスケジュールや各都県市の現状の取組状況等について意見交換と情報共有を行った。</p> <p>その概要は、別添14のとおりである。</p>	<p>3 自然災害に備えた家庭での備蓄促進について</p> <p>「防災週間」に実施する、九都県市合同防災訓練において普及啓発の取組を行うほか、スーパー等の小売店舗に普及啓発の協力を仰ぐなど、より一層効果的な広報の実施について、引き続き検討を行っていく。</p> <p>4 ヒートアイランド対策について</p> <p>ヒートアイランド対策全般の啓発強化を目的として、九都県市連携による打ち水イベントの開催や、特に事業者を対象とした啓発リーフレットの作成・配布を行う。</p> <p>5 子どもの貧困対策について</p> <p>「子どもの貧困」の対策と未然防止に関わる、様々な施策・制度のシームレスな取組の推進に向けて、各都県市における好事例・先進事例等を踏まえ、九都県市が連携して検討を進めていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="212 264 770 342">6 「子どもの未病対策」の推進について</p> <p data-bbox="231 398 782 645">九都県市が共同した子どもの健康・未病対策の実施に向けて、各都県市が実施している食育や子どもの健康づくり関連事業等の情報共有を図りながら、九都県市が連携した普及啓発等について検討を行ってきた。</p> <p data-bbox="268 656 758 689">その内容は、別添 15 のとおりである。</p> <p data-bbox="212 739 770 817">7 国民健康保険特定健康診査受診率向上への取組について</p> <p data-bbox="236 869 786 1030">国民健康保険特定健康診査の受診率向上に向けた各自治体の取組や先進事例の共有を行い、効果的な啓発方法について意見交換を行った。</p>	<p data-bbox="818 264 1377 342">6 「子どもの未病対策」の推進について</p> <p data-bbox="837 398 1388 645">九都県市で共通して活用できるキャッチコピーやデジタルコンテンツ等を作成し、それぞれの広報媒体を活用した周知を図るなど、具体的な方策検討を進め、実施可能なものから順次実施していく。</p> <p data-bbox="818 739 1377 817">7 国民健康保険特定健康診査受診率向上への取組について</p> <p data-bbox="845 869 1396 1030">引き続き効果的な啓発方法や取組内容について意見交換を行い、九都県市合同でのPR活動の実施について検討を行う。</p>

Ⅱ 検討状況に係る資料

多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について

1 現状・課題

全国の人口は、平成 22 年にはピークを迎え、その後、減少傾向にある。

将来を支える年少人口も、平成 22 年の 1,683 万人から平成 37 年には 1,324 万人と大きく減少することが推計されている。

国の活力を維持していく上で、少子化対策は喫緊の課題となっている。

そのため、これまで子ども 2 人を標準世帯として設計されてきた住宅に加え、3 人以上の子どもがいる多子世帯にも対応できる住宅を推奨し、民間住宅へ普及していくことが重要と考える。

また、首都圏では地価が高く、多子世帯・子育て世帯が住宅を取得しづらい状況である。日本の既存住宅の流通シェアは、欧米と比較して低く、必ずしも住宅ストックが有効に活用されているとはいえない状況である。

2 取組内容

第67回九都県市首脳会議において、多くの子供を持つことに前向きになるようなマインドの醸成や、多子世帯・子育て世帯の住宅取得支援について九都県市共同で取り組むことを提案し、当検討会を設置した。

「九都県市多子・子育て世帯向け住宅検討会」開催概要

第 1 回 平成27年7月31日 提案背景、今後の進め方について

第 2 回 平成27年9月16日 子育て支援に係る住宅施策、要望案等について

第 3 回 平成28年2月 4日 とりまとめ

3 取組の成果

九都県市における多子世帯・子育て世帯向けの住宅施策について情報共有を行い、連携できる取組を検討した。

また、今後必要と思われる支援策等について国への要望（案）を作成した。

4 今後の取組

多子世帯・子育て世帯に対する住宅施策について国へ要望する。

今後必要に応じて適宜情報交換や意見交換を行い、連携を図っていく。

多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について

将来を支える年少人口は大きく減少することが推計され、国の活力を維持していく上で、少子化対策は喫緊の課題である。

子供の数に対する夫婦の意識としては、理想的な子供の数は 2.42 人 であるが、実際に生んだ子供の数は 1.96 人 とギャップが生じている。

ギャップの理由には「家が狭い」ことも挙げられている。

実際に首都圏の借家住まいの子育て世帯の半数以上が狭い住宅に住むなど居住環境の改善が必要である。

また、多子世帯の子育てに必要な広さや間取りを持つマンションなども少ない状況である。

これまで現代社会では、子供2人の4人家族を前提としたものが数多く見受けられた。

これからは、多くの子供を持つことに前向きになるようなムーブメントを社会全体でつくり出すことなどで、少子化の流れを変えて行く必要がある。

特に住宅施策においては、子供2人を標準世帯として設計されてきた住宅に加え、子供3人以上の多子世帯にも対応できる住宅を国においても推奨することが必要である。

一方で、首都圏における戸建ての空き家は年間1.3万戸程度増加しており、これらの空き家も含めた中古住宅の活用が課題となっている。

空き家を含めた中古住宅を活用して、子育て支援として有効である近居などが進むよう、住み替えを促進することが必要である。

については、次の事項を要望する。

- 1 これまで子供2人を標準世帯としてきた住宅設計に加え、子供3人以上の多子世帯にも対応できる住宅を国として推奨し、民間住宅への普及について業界団体にも強く要請を行うこと。
- 2 多子世帯・子育て世帯がニーズに合った新築住宅や中古住宅を取得しやすいよう住宅取得・リフォームに関する各種税制や金利優遇について更に充実させること。
- 3 子育て支援として有効である近居などの取組みには住み替えが必要であることから、空き家を含めた中古住宅を活用した住み替えが更に促進されるよう支援すること。

平成28年 月 日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
国土交通大臣	石 井 啓 一 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様

九都県市首脳会議

座長	横 浜 市 長	林	文 子
	埼 玉 県 知 事	上 田	清 司
	千 葉 県 知 事	森 田	健 作
	東 京 都 知 事	舛 添	要 一
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩	祐 治
	川 崎 市 長	福 田	紀 彦
	千 葉 市 長	熊 谷	俊 人
	さいたま市長	清 水	勇 人
	相模原市長	加 山	俊 夫

障害者の積極的な就労促進検討会 検討結果概要

1. 課題背景

障害者雇用制度をめぐっては、企業に対し、障害者の雇用を一定割合義務付ける法定雇用率が平成25年に1.8%から2.0%へと引き上げられたものの、民間企業の実雇用率は平成27年で1.88%（全国）と法定雇用率を下回っている。今後、平成30年には精神障害者の法定雇用率の算定基礎への追加により、さらなる法定雇用率の引き上げが見込まれている。

一方、障害者のうち企業で就労する者は一部に限られ、福祉施設での月額工賃は全国平均で1万4千円程度であり依然として低水準にとどまっている。障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくためには、今後とも、積極的に就労促進を図っていく必要がある。

このような状況にあつて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据え、障害者の「働く」を通じ、社会全体での障害者の積極的な就労促進を図っていく意義は大きいことから、九都県市共同による障害者が働くことのできる環境と経済的に自立できる社会を創り上げていくための就労促進の取組について検討会を設置した。

2. 検討会における取組

(1) 概要

検討会を設置し、首脳提案内容に基づく以下の3つの取組事項を中心に議論を行った。

- ① 各都県市の好事例・先進事例の調査・情報を共有し、障害者が働きやすい企業へインセンティブを与える仕組みを広域的に展開する取組の検討を行う。
- ② 障害者が多くの場面で働いている社会を創るために、企業や福祉施設への取組を広域的に展開していく共同キャンペーンを展開する。
- ③ 検討内容を踏まえ、必要に応じ国に対しての要望を実施する。

(2) 具体的な取組内容

① 広報の取組（取組事項②関係）

- ア. 各都県市の障害者雇用または福祉施設での工賃向上を目的とする各種イベント・セミナーにおいて、下記の共通テーマを使用した九都県市共同リレーキャンペーンを実施。

障害者の「働く」を一步先へ、もっと先へ
～九都県市は障害者の就労を積極的に応援します～

- イ. 日本唯一の企業向け総務専門雑誌「月刊総務」に取組内容を掲載

② 広域展開の取組（取組事項①関係）

- ア. 各都県市での好事例・先進事例の共有による新たな事業展開
- ・かわさき就労定着プログラム（K-STEP）の試行的導入（川崎市事例→神奈川県導入、その他複数自治体で導入に向けた検討）
 - ・Jリーグチームとの連携した障害者施設製品の開発（横浜市事例→千葉市導入）
- イ. 中小企業での障害者雇用促進策（取組事項①関係）

- ・各都県市で保有する雇用好事例情報を相互活用し、雇用意欲を高める策を講じる

③ 国への要望の取組（取組事項③関係）

- ・法改正等の動向をふまえ、精神障害や発達障害に特化した、自治体独自の新しい取組を支援するために、補助事業内容の創設など具体的な支援策を検討すること。
- ・工賃向上や企業就労の促進に向けて、就労継続支援事業等の主体的な取組を引き出すことのできる制度のあり方について検討すること。

※ 第190回通常国会において障害者総合支援法等の一部改正法案が提出されていることから、国への要望については、首脳会議終了後、法案成立の状況に合わせて行うものとする。

3. 今後の取組

① 共同リレーキャンペーン共通テーマの継続使用による広域的な広報啓発の実施

平成30年に改正障害者雇用促進法の施行に基づき、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加され、法定雇用率の引き上げが見込まれることから、さらなる障害者雇用の促進に向けて、広域的な広報啓発を継続実施することとした。

② 各都県市間での情報共有と連携

各都県市の取組について情報共有を行い、それぞれの地域の特性に沿った施策推進と必要に応じて連携を図っていくこととした。

参考：検討会における検討経過

① 第1回検討会開催（平成27年7月15日）

- ・各都県市の好事例・先行事例を共有（取組事項①前段関係）
- ・共同リレーキャンペーンの実施を決定（取組事項②関係）
- ・検討会での今後の進め方を議論

② 九都県市「障害者の積極的な就労促進共同リレーキャンペーン」を実施。（平成27年8月28日）

- ・9月の障害者雇用支援月間を皮切りに、各都県市で開催する、障害者雇用または福祉施設での工賃向上を目的とする各種イベント・セミナーにおいて、下記の共通テーマを使用し、リレー形式でつないでいくリレーキャンペーンを実施（取組事項②関係）。

③ 「月刊総務」11月号に取組内容掲載。（平成27年10月1日）

- ・日本で唯一の総務専門雑誌「月刊総務」に、キャンペーン実施に関する記事を掲載（取組事項②関係）

④ 第2回検討会（平成27年11月19日）

ア. 障害者雇用に積極的な企業にインセンティブを与える仕組みを議論（取組事項①後段関係）。社会的インセンティブの要素として各都県市で先行実施済の企業認証制度の比較と広域展開について議論（取組事項①後段関係）。議論の結果、先行実施自治体での取組をふまえて広域的に統一した制度設計の構築は、各地域独自に既に展開している流れに影響を与えることから困難であるとの結論に至った。一方で、各都県市で課題となっている中小企業での障害者雇用にターゲットを絞り、各自治体内での雇用好事例の情報を積極的に相互活用し、中小企業での雇用意欲を促進させていく策について合意を得た。

イ. 障害者雇用と工賃向上促進策について、施設外就労等の制度を活用した展開を議論（取組事項①・②関係）。障害のある方の、働く場所として、企業内で障害者総合支援法に基づく施設外就労の形態を促進することにより、企業が障害者の働く姿に接する機会を作り雇用の可能性を広げることと、施設外就労が施設内での作業よりも工賃が高くなる傾向にあるメリットを生かして、施設外就労を促進する施策の展開について議論。

ウ. 国要望としたい案件を共有（取組事項③関係）。各都県市独自の様々な取組が挙げられたが、その中から喫緊の課題となる 平成30年の精神障害者の雇用義務化に向け、各都県市独自の取組を支援する制度の創設を要望する方向性で合意。

⑤ 第3回検討会（平成28年1月27日）

ア. 国要望事項（取組事項③関係） について、以下の内容で、国要望とすることを首脳会議に諮ることに決定。

- ・ 法改正等の動向をふまえ、精神障害及び発達障害のある方の雇用促進に特化した、自治体独自の試行的な取組を支援するための、補助事業内容を自治体が選択できる形での制度の創設をすること。補助メニューの案として、企業向けに障害者雇用の意識のハードルを下げる啓発事業、ミスマッチを防ぐ就職前の実習事業、就職後に既存のジョブコーチ以上に企業側にノウハウを伝えられるような事業などについて盛り込むことを提案する。

イ. 中小企業の雇用促進策（取組事項①関係） について、以下の内容を首脳会議へ報告することを決定。

- ・ 各都県市で持ち合わせている中小企業での障害者雇用の情報を相互に紹介を受けた時にはできる限り協力する。平成30年の精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加を見据え、九都県市共同リレーキャンペーン時に使用した共通テーマを、可能な限り各都県市のパンフレット等の広報物などにおいて、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年まで継続使用していくこととする。

ウ. 障害者雇用促進と工賃向上策としての施設外就労制度の活用（取組事項①・②関係） について、施設外就労の促進は、各地域での企業の立地や施設運営の状況も異なることから、具体的な取組についての合意には至らなかったが、就労継続支援B型事業における工賃向上等に係る課題認識が共有され、以下の内容で国へ要望することを首脳会議に諮ることに決定。

- ・ 工賃向上や企業就労の促進に向けて、就労継続支援事業の主体的な取組を引き出すことのできる制度のあり方について検討すること。

エ. 引き続き、各都県市の取組を進めるとともに、必要に応じて情報交換や意見交換を行い、連携を図っていく ことで合意。

障害者の積極的な就労促進に向けた取組について

障害者雇用をめぐることは、現状では首都圏域を含め全国規模においても、民間企業の実雇用率は法定雇用率を下回っている現状にある。また、福祉的就労における月額工賃は全国平均で1万4千円程度であり、依然として低い水準にとどまっていることから、今後、障害者が働くことのできる環境と経済的に自立できる社会を創り上げていくため、障害者の就労促進に向けた取組を一層進めていく必要がある。

こうした課題のもと、九都県市首脳会議では、昨年5月に「障害者の積極的な就労促進検討会」を立ち上げ、障害者の「働く」を応援する共同リレーキャンペーンを実施してきたほか、法定雇用率の算定基礎への精神障害者の追加に向けた対策、中小企業での障害者雇用促進策、就労継続支援 B 型事業を中心とする工賃向上促進策の検討を行ってきた。

この検討において、新たな雇用管理・職場定着プログラムや中小企業での障害者雇用促進策など、自治体で広域展開することにより、効果を発揮するものは、独自の新しい取組を進めていくこととしたところである。

また、工賃向上においても、現行の制度設計では、報酬体系上においても各事業所の主体性を引き出しにくいとの共通認識に至ったものである。

一方、国においても、社会保障審議会障害者部会において、障害者総合支援法施行3年後の見直しについての報告がまとめられ、本年3月1日には、障害者の就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設などが盛り込まれた障害者総合支援法等の一部改正法案が閣議決定されたところである。

以上を踏まえ、障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、次のとおり要望する。

- 1 法改正等の動向をふまえ、精神障害や発達障害に特化した、自治体独自の新しい取組を支援するために、補助事業の創設など具体的な支援策を検討すること。
- 2 工賃向上や企業就労の促進に向けて、就労継続支援事業等の主体的な取組を引き出すことのできる制度のあり方について検討を進めること。

平成28年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

九都県市首脳会議

座長	横浜市 長	林	文子
	埼玉県 知事	上田	清司
	千葉県 知事	森田	健作
	東京都 知事	舛添	要一
	神奈川県 知事	黒岩	祐治
	川崎市 長	福田	紀彦
	千葉市 長	熊谷	俊人
	さいたま市 長	清水	勇人
	相模原市 長	加山	俊夫

高齢者の交通安全対策の推進について

1 課題・背景

高齢ドライバーが関係する交通事故については、運動・認知機能の低下に伴う誤操作によるもののほか、高速道路の逆走などこれまでには考えられないような事例が発生しており、今後高齢化が進む首都圏において、高齢者ドライバーの交通事故の防止に向けた対策が喫緊の課題となっている。

こうしたことから、九都県市が連携して、高齢者の運転に起因する事故を無くすための環境整備について調査・研究することとし、高齢者の交通安全対策検討会を設置した。

2 高齢者の交通安全対策検討会における検討状況

(1) 第1回検討会（平成27年8月12日）

・各都県市が実施する高齢ドライバーの事故防止に向けた取組の情報共有等

(2) 第2回検討会（平成28年2月2日）

・各都県市が実施する自動車等から公共交通への利用転換に向けた取組の情報共有、コミュニティ交通の拡充に関する意見交換等

(3) 第3回検討会（平成28年3月7日）

・高齢ドライバーの交通事故防止に向けた共同の取組の検討等

3 九都県市共同の取組について

高齢ドライバーが関係する交通事故防止に向けた啓発活動を、九都県市において以下のとおり実施する。（平成28年度から実施）

<取組期間>

秋の全国交通安全運動期間（9月21日～30日）

<取組内容>

・交通安全キャンペーン等での九都県市共同の取組の発信

啓発活動としてポスター、チラシ、啓発物品を作成するほか、それらの物品やホームページ等による広報において、次のような九都県市のPR文を掲載する。


例1 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）は、高齢者の交通安全対策に共同して取り組んでいます。

例2 高齢ドライバーの交通事故防止に向けた取組を九都県市で推進しています。


(掲載例)

上の項目のいずれかに
1つでもチェックがあった場合は、
次のような点に注意しましょう。

油断は禁物、『必要な注意・確認』をしっかりと。
慣れた道であっても、十分な減速や目視による確認を行い、死角に人や物があった場合でも適切に対応できるよう、必要な注意・確認を確実に行いましょう。あなた自身を事故から守ることにもつながります。



『確認したつもり』になっていませんか？
周囲の確認よりも運転操作が先行してしまうと、急な飛び出しや他の車の予想外な動きに対応できず、思わぬ事故につながる恐れがあります。また、一時停止の標識では確実にいったん止まり、ひと呼吸おいてから心に余裕を持って発進するようにしましょう。



九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）では、高齢ドライバーの交通事故防止に向けて取り組んでいます。

【監 修】 満端 光雄（首都大学東京大学院 客員教授）
【発 行】 一般社団法人 日本損害保険協会 生活サービス部 TEL: 03-3255-1294

PR文掲載例

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）では、高齢ドライバーの交通事故防止に向けて取り組んでいます。

・高齢者等に対する安全運転の普及啓発

加齢に伴う運動・認知機能の変化が運転に及ぼす影響や、高齢者が安全に運転するために必要な知識等の周知・啓発活動を一層推進する。

(例) 高齢者向けリーフレットの作成、ホームページ・広報等での掲載、認知症の理解向上のための講座等の情報提供 等

外国人来訪者に対する
熱中症予防啓発に係る提言書

平成28年2月

九都県市首脳会議

外国人来訪者に対する熱中症予防啓発について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、7月から9月の暑さが厳しい時期に開催されることから、熱中症予防に関する取組が求められている。とりわけ、日本の気候に慣れていない外国人来訪者は、熱中症になる危険性が高いことが考えられるため、外国人来訪者に対する熱中症予防対策の強化は必要不可欠である。

こうした中、九都県市首脳会議においては、各競技大会が東京都を中心に行われることを踏まえ、首都圏全体で対応すべき課題であるとして、平成27年8月に外国人来訪者に対する熱中症予防啓発検討会を設置し、「海外に向けた予防啓発」、「来訪途上での予防啓発」、「国内における予防啓発」の各段階に応じた熱中症予防啓発について検討を行った。

国では、「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、外国人等に発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討が行われているところであるが、外国人来訪者に対する熱中症予防啓発を強化するため、以下のとおり提言する。

1 海外に向けた予防啓発（事前情報の発信）

- (1) 大会公式WEBサイトやSNS等を活用し、熱中症の概要及び予防方法等について、国土交通省観光庁が作成した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえた情報発信を行うこと。
- (2) 在日大使館や外国人旅行者の誘致活動に取り組む日本政府観光局（JNTO）等を通じ、熱中症の概要及び予防方法等について、ガイドラインを踏まえた情報発信を行うこと。
- (3) 民間旅行会社や旅行雑誌社等の協力を得て、熱中症の概要や予防方法等について、ガイドラインを踏まえた情報発信を行うこと。

2 来訪途上での予防啓発（入国時の情報発信）

- (1) 航空・船舶（空港・港湾）事業者の協力を得て、機内・船内アナウンスやデジタルサイネージ等を活用し、熱中症予防のポイントや予防方法等について、ガイドラインを踏まえた情報発信を行うこと。

3 国内における予防啓発（競技会場、公共交通機関等での情報発信）

- (1) 外国人来訪者向けの通信環境の整備において、公共施設や競技会場のみならず、観光レジャー施設などを含め、無料公衆無線LANの整備を行うとともに、接続時に熱中症予防のポイントや予防方法等について、画面上に表示されるシステムを構築すること。
- (2) マスメディア（政府が運営するスポットCMや、外国語ラジオ放送局など。）を通じ、熱中症予防のポイントや予防方法等について、ガイドラインを踏まえた情報発信を行うこと。
- (3) 公共交通機関（鉄道・バス・観光タクシー）の協力を得て、既存のデジタルサイネージ等を活用し、熱中症予防のポイントや予防方法等について、ガイドラインを踏まえた情報発信を行うこと。
- (4) 公共施設や商業施設等において、デジタルサイネージ等を活用し、熱中症予防のポイントや予防方法等について、ガイドラインを踏まえた情報発信を行うこと。
- (5) 競技会場や関連施設において、大型ビジョン等を活用し、熱中症予防のポイントや予防方法等について、ガイドラインを踏まえた情報発信を行うこと。
- (6) 競技会場において、日本文化を象徴する「扇子」や「うちわ」を活用し、熱中症予防に関する「キャッチコピー」などを付して、配布すること。

平成28年2月17日

東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会担当大臣 遠藤 利明 様

九都県市首脳会議

座長	横浜市 市長	林	文子
	埼玉県 知事	上田	清司
	千葉県 知事	森田	健作
	東京都 知事	舛添	要一
	神奈川県 知事	黒岩	祐治
	川崎市 市長	福田	紀彦
	千葉市 市長	熊谷	俊人
	さいたま市 市長	清水	勇人
	相模原市 市長	加山	俊夫

里親制度の推進に向けた取組の概要

1 検討の概要

社会的な養護を必要とする子どもたちに家庭における温かな養育環境を提供する里親制度の推進にあたり、特別養子縁組を行うための試験養育期間が育児休業の対象となっていないこと等、制度推進にあたって課題となっている事柄について、国に対し、改善を要望するとともに、検討会を立ち上げ、九都県市として、次の3点について、取組を検討した。

- (1) 職員を対象とした育児休業制度についての検討
- (2) 管内市町村・民間団体への情報提供等の働きかけの検討
- (3) 里親制度を推進するため、共同で取り組む事業の検討

2 取組成果

- (1) 職員を対象とした育児休業制度についての検討
- (2) 管内市町村・民間団体への情報提供等の働きかけの検討

平成27年6月4日に、総務省、厚生労働省、内閣府に対し、「里親制度の推進について」九都県市要望を行った。

特別養子縁組を行うための試験養育期間について、民間労働者及び公務員の育児休業の対象とし、育児休業手当金等の支給を受けられるよう、関係法令の整備など必要な措置を早期に講ずること等を要望した。

国における育児・介護休業法改正に向けた動きが確認できたことから、検討会として国の動向を注視していたが、平成28年3月の育児・介護休業法の改正により、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子が育児休業制度等の対象に追加されたことから、要望主旨が実現に向かっていることを確認した。

- (3) 里親制度を推進するため、共同で取り組む事業の検討

共同で取り組む事業を検討するため、各団体における里親制度の推進のための基礎的なデータや施策について、情報を共有し、先進的な取り組みを行っている団体事例を参考にするとともに、次の項目について、各団体で実施可能な取組を進め、今後、10月の里親月間を中心に、継続していくこととした。

- ① 里親制度の広報媒体に、九都県市が制度推進していることを記載又は記載検討
- ② 各団体内の庁内放送や職員向け広報において、里親制度の紹介や職員に向けた里親登録の募集を実施又は実施検討

福島県の復興支援

～福島県の希望実現に向けた検討会～

平成28年5月25日
第69回首脳会議
福島県開催



1. 各種広報やイベント等における支援

▷ 広報誌への掲出 《20回》

福島県の復興を応援しよう

九
福島県の復興を応援しよう!!
福島県は、東日本大震災から5年が経過し、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

福島県の歴史・イベント情報については、[「ふくしまの祭」](#)をご覧ください。

相模原市
川崎市
千葉市
千葉県

福島県の復興を応援しよう!!
福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

福島県からのお知らせ～食品の安全・安心に向けて～
千葉県では、良質な産物の安全・安心を確保するため、生産・流通・消費の各段階で放射性物質検査を行っています。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

米の全量全袋検査
福島県産の米は、全量全袋検査を行っています。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

千葉県
相模原市
川崎市

福島県の復興を応援しよう!!
福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

福島県からののお知らせ～食品の安全・安心に向けて～
千葉県では、良質な産物の安全・安心を確保するため、生産・流通・消費の各段階で放射性物質検査を行っています。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

米の全量全袋検査
福島県産の米は、全量全袋検査を行っています。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

東京都
相模原市
川崎市

～福島県からのお知らせ～
日本大震災の発生から5年が経過し、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

相模原市
川崎市
千葉市
千葉県

九都県市首脳会議は福島県を応援しています
日本大震災の発生から5年が経過し、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

相模原市
川崎市
千葉市
千葉県

福島県の復興を応援しよう!!
福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

さいたま市

これまでのご支援
ありがとうございます。
福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

横浜市
相模原市
川崎市
千葉市
千葉県

福島に「行って」「見て」「味わって」
～九都県市は福島県を応援しています～
日本大震災の発生から5年が経過し、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。福島県は、復興の歩みは着々と進んでいます。

埼玉県
相模原市
川崎市
千葉市
千葉県

※ 震災から5年となる平成28年3月に各都県市の広報誌に一齐掲出

▷ 各都県市で開催されるイベントにおいて福島県産品の販売・PR
ブース出店等《122回》



川崎国際多摩川マラソン



東京都風化防止イベント
「復興応援2016」



味の素スタジアム



神奈川県
3. 11を忘れない



千葉県庁内臨時販売ブース



さいたまカーフリーデー



埼玉県高齢・障害者
ワークフェア2015



さいたま国際マラソン



横浜市磯子まつり



県営埼玉スタジアム2002



都営地下鉄神保町駅
「福島産直市」



横浜市三ツ池公園
フェスティバル



潤水都市
さがみはらフェスタ

ちばアクアラインマラソン2016
東北3県ランナー募集!

2016
10.23
AM10:00
START!

参加料 無料

募集対象：各手帳、実印鑑に必要事項の付いた
（千葉県内に住所をもち、）
福島県の方々の募集は、別途、募集案内にて実施します。
募集人数：各県20名（定数争奪抽選）

募集期間：平成28年3月7日（月）正午～3月22日（水）17:00

募集対象：平成28年3月22日（水）00:00現在、福島県に在住の方です。
募集対象：千葉県に在住の方です。
<http://www.pref.chiba.lg.jp/foodmarket/fukushima/boonoutchukuri.html>
2016年3月22日現在、募集状況

**ちばアクアライン
マラソン2016**



千葉県
「縁joy・東北」2015



千葉市
美浜区民フェスティバル



福島フェス2015
六本木ヒルズ



Dance Dance Dance @
YOKOHAMA 2015

中学生Rising Sun Project

2. 福島県への教育旅行の呼び掛け

- ▷ 会議において呼び掛けの場を提供
《19回》



相模原市小学校校長会



埼玉県高等学校
文化連盟専門部会



川崎市

鶴ヶ城

- ▷ モニターツアーの開催《4回》



横浜市

野口英世生家



相模原市

野口英世記念館



埼玉県

久之浜漁港



南相馬ソーラーグリパーク

- ▷ パンフレット等の資料配布《8回》

3. 経済・商工団体に対する福島県産品取扱い等の呼び掛け

- ▷ 福島県職員とともに経済団体を訪問し、具体的な取組について依頼、パンフレット等の資料配布《15回》

- ▷ 経済団体主催のイベントにおいて福島県産品の販売・PRブース出店《19回》



かながわ商工会
まつり2015



千葉県地域IT化推進協議会
会員企業による「企業マルシェ」



東京メトロ銀座駅
「福島産直市」



東京商工会議所
「天王洲マルシェ」

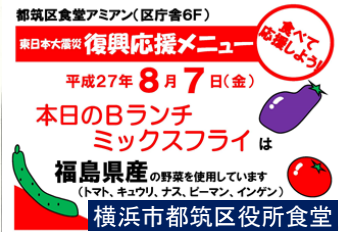
- ▷ 経済団体広報誌への掲出
《3回》



川崎市商工会議所
「かいぎしょ」

4. その他

▷ 職員食堂で福島県産食材メニューの提供



▷ 職員向け「桃」の販売あっせん



▷ 中吊り広告や駅構内で福島県のポスターを掲出



観光で福島を応援しよう!!

ふくしまアフターデスティネーションキャンペーン
「福が満開、福のしま。」福島県観光キャンペーン2016特別企画
プレゼント&クーポンキャンペーン2016 実施中

期間
2016年1月15日(金)
~12月31日(土)

クーポンを使ってお得に福島県を回り、プレゼントを当てよう!

詳しくは [ふくしまプレゼント&クーポン](#)

問合せ TEL 024-521-7398 (福島県観光交流課)

横浜市交通局広報誌「ぐるっと」



地方税財政制度について

～臨時財政対策債の廃止を求めて～

地方公共団体が一般的な行政サービスを行うための歳出に対し、歳入が足りない場合は、国から地方交付税が交付されることとなっていますが、地方交付税の原資が不足していることから、地方公共団体は地方債（地方の借金）のひとつである「臨時財政対策債」の発行を余儀なくされています。

そのため、地方の努力により建設地方債の残高は減少しているものの、地方債全体の残高は増え続けており、このままでは将来の安定的な財政運営に影響を与えかねません。

- 地方の財源不足は、「臨時財政対策債」による補てんではなく、国から地方への税源移譲や地方交付税の法定率の引上げで解消する必要があります。

九都県市では、国に対し「臨時財政対策債」を廃止し、本来の姿である地方交付税へ復元するよう、引き続き粘り強く求めてまいります。



「国と地方の税財源配分」

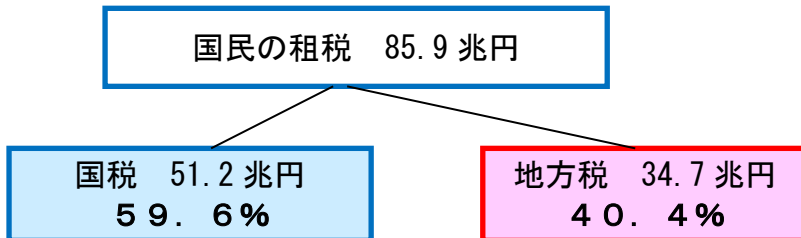
国民生活に密接に関連する行政サービスは、ほとんどが地方公共団体の手で実施されており、本来、その財源は地方税など自主財源をもって賄うことが理想です。

しかし、現実には地方税だけでは財政支出を賄っておらず、国と地方の租税収入の比率と財政支出の比率も逆転しています。また、税源などは地域的に偏在しているため、地方交付税によって調整等も行われています。

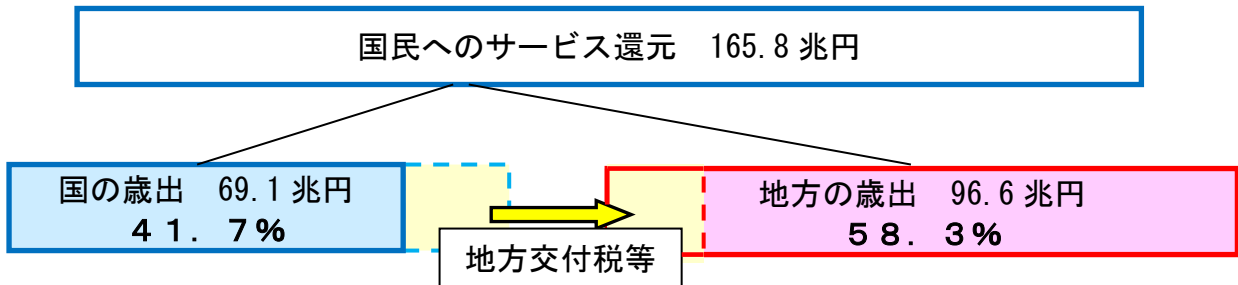
	国	地方
租税収入割合	6	4
財政支出割合	4	6

収入は国税が占める割合が多く、支出は地方が占める割合が多い。

◇国・地方間の租税収入の比率（平成25年度）



◇国・地方間の財政支出の比率（平成25年度）



※総務省資料「国と地方の税財源配分の見直し」をもとに作成

「地方交付税」

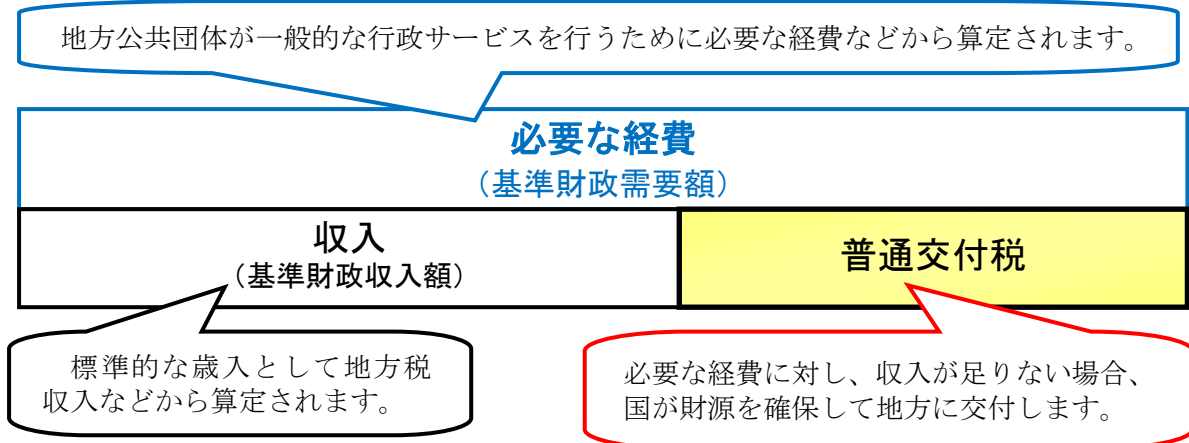
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む人にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための**地方固有の財源**です。

所得税、法人税などの国税の一定割合等を原資として地方に配分するもので、いわば「**国が地方に代わって徴収する地方税**」です。

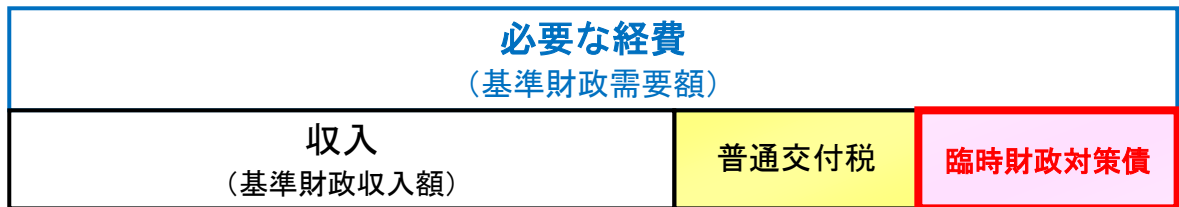
※地方交付税には2種類あります。

- ①普通交付税・・・財源不足が生じる地方公共団体に対して交付されます。
- ②特別交付税・・・災害復旧など特別な事情に応じて交付されます。

◆地方交付税（普通交付税）の本来の仕組み



◆平成13年度から（臨時的措置）



- 平成21年度以降、臨時財政対策債が普通交付税を上回る状態となっています。（表－1 地方交付税（普通交付税）・臨時財政対策債の推移）
- 各団体の努力で抑制できる建設地方債等の残高は減少していますが、地方交付税の振替である臨時財政対策債の増加により、地方債全体の残高は増加しています。（表－2 地方債残高の推移）

「臨時財政対策債」

地方公共団体が一般的な行政サービスを行うための歳出（基準財政需要額）に対し、標準的な歳入（基準財政収入額）が足りない場合は、国から普通交付税が交付されることとなっていますが、地方交付税の原資が不足していることから、平成13年度より特例措置として、地方公共団体は地方債のひとつである「臨時財政対策債」の発行を余儀なくされています。

当初は、3年間の臨時的措置でしたが、延長を重ね、現在に至るまで継続されています。

その償還額は全額、後年度に普通交付税を算定する際、必要な経費（基準財政需要額）に含まれることとなっていますが、「臨時財政対策債」の発行により、地方の努力で抑制可能な建設地方債の残高は減少しているものの、地方債全体の残高は増え続けています。

地方は徹底した行財政改革により財政健全化に努めており、また国においても地方交付税の法定率見直しなどの取組を行っていますが、地方の財源不足は解消されておらず、将来の安定的な財政運営に影響を与えかねません。

表-1 地方交付税（普通交付税）・臨時財政対策債の推移

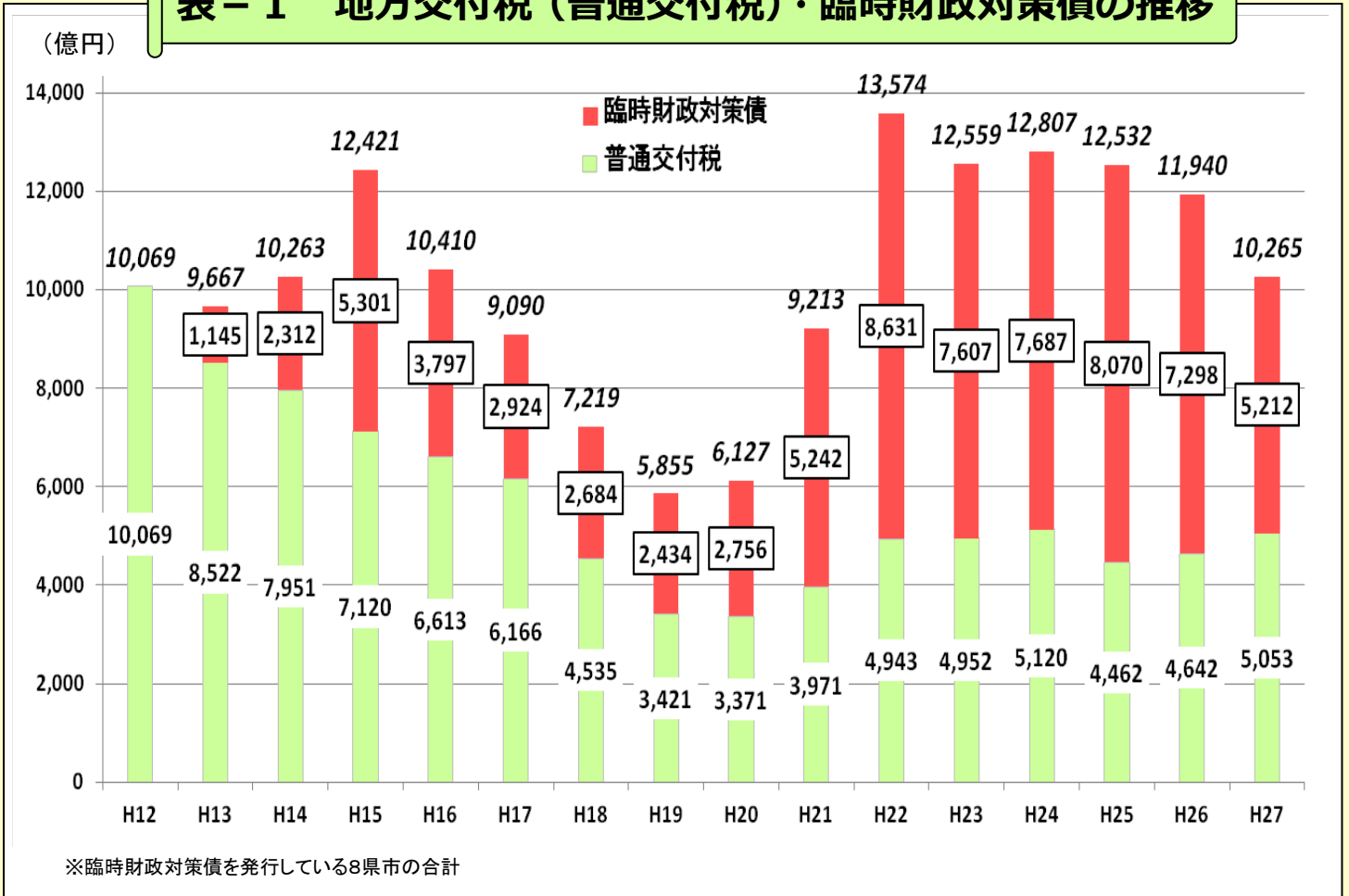
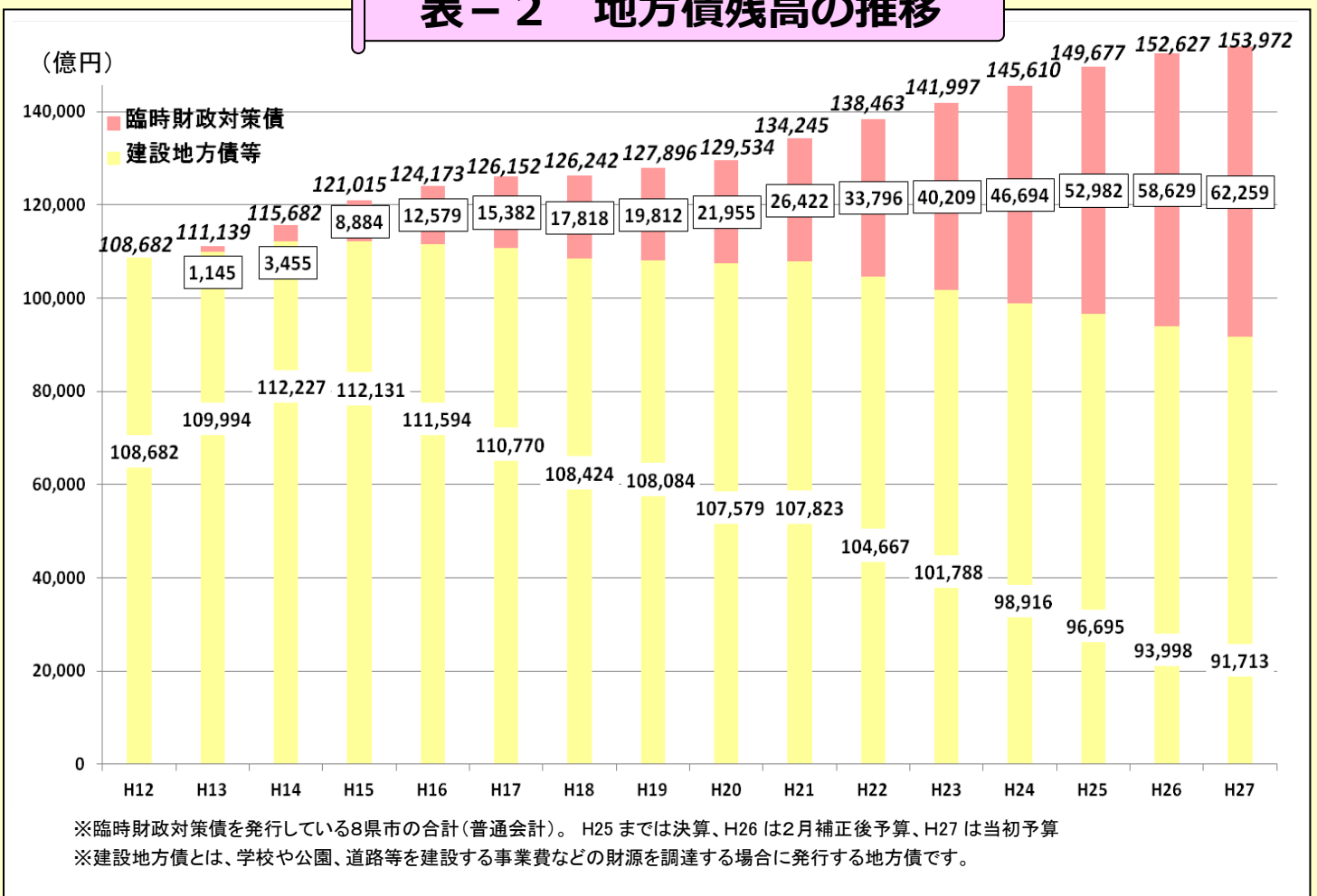
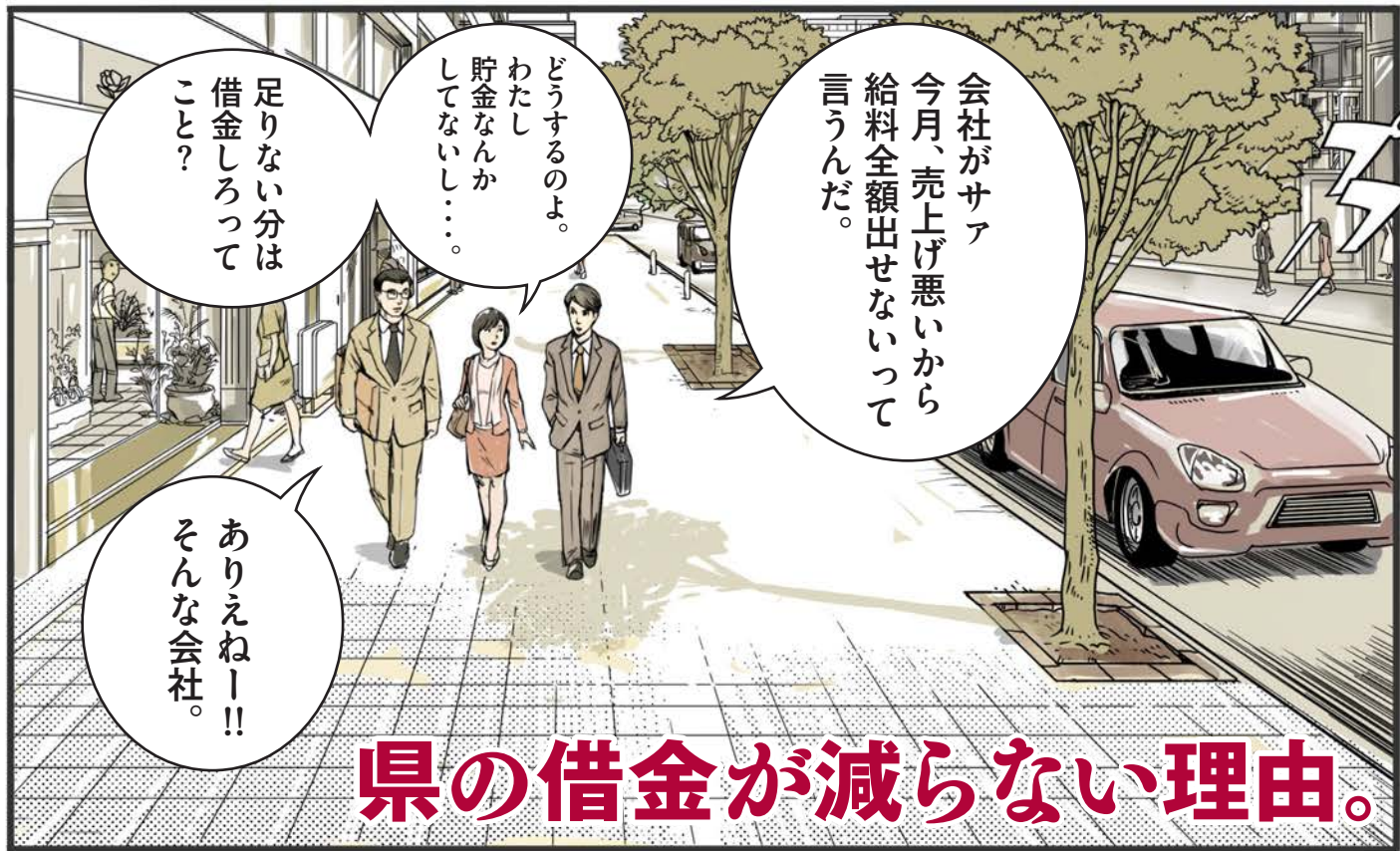


表-2 地方債残高の推移





会社がサア
今月、売上げ悪いから
給料全額出せないって
言うんだ。

どうするのよ。
わたし
貯金なんか
してないし…。

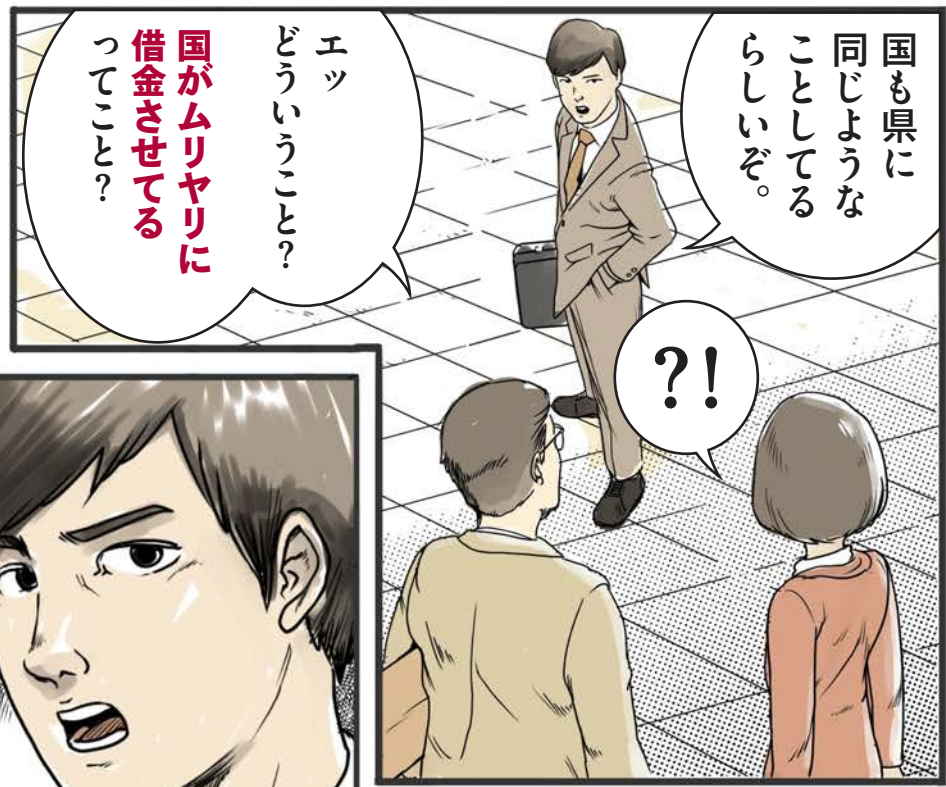
足りない分は
借金しろって
こと？

ありえねー!!
そんな会社。

県の借金が減らない理由。



県はがんばって、
借金を減らそうと
してるみたい
だけど…。



国も県に
同じような
ことしてる
らしいぞ。

エッ
どういうこと？

国がムリヤリに
借金させてる
ってこと？

?!



りんじざいせいしたいさくさい
臨時財政対策債
って、聞いたこと
あるか？

県の借金を増やし続ける
臨時財政対策債の廃止を
神奈川県は国に対して
強く求め続けています。

詳しくは裏面をご覧ください

臨時財政対策債の早期廃止を!!

神奈川県がどんなに頑張っても借金を減らせない仕組み。

りんじざいせいたいさくさい

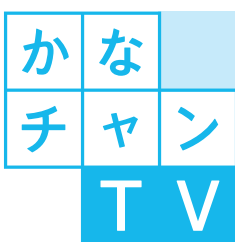
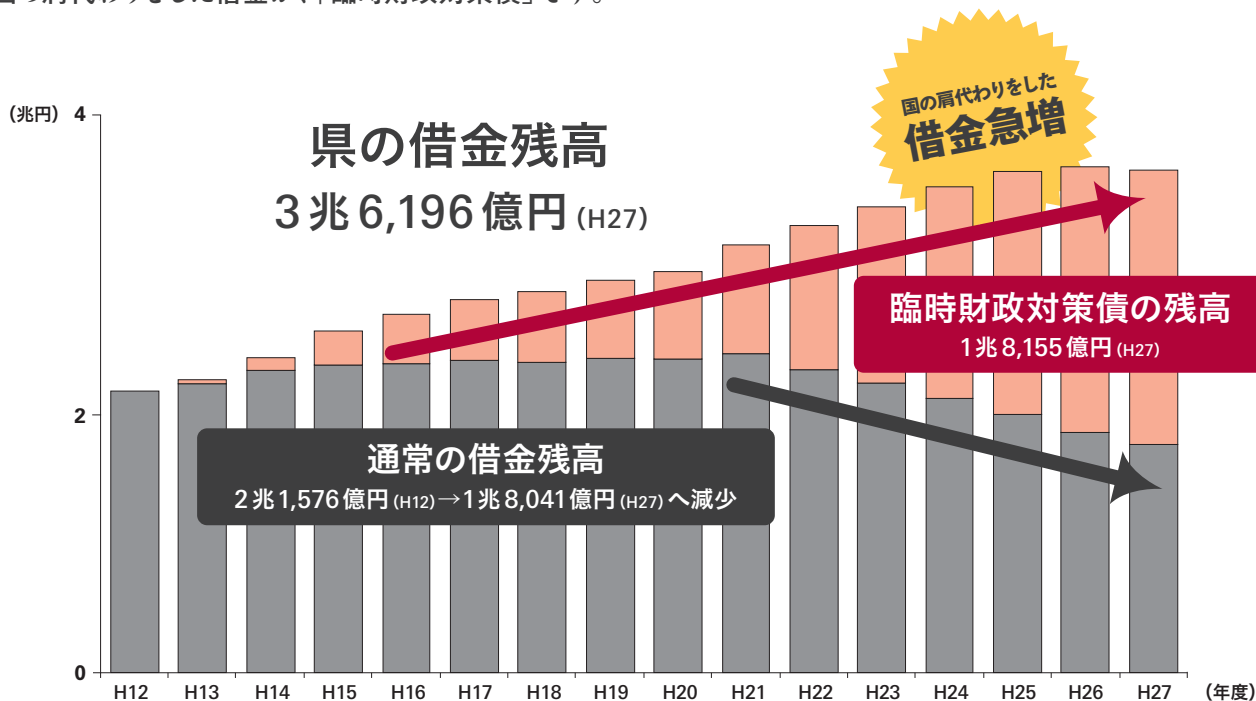
臨時財政対策債ってなに？

本来、国は必要な額を現金で地方に渡すべきところを、代わりに、地方に借金をさせているものです。

平成13年度に、「臨時的な」措置として開始した制度ですが、平成28年度までの延長が法律で決まっています。

神奈川県では、長年、借金残高を減らす努力をしています。しかし、国の肩代わりをした借金がかさんで残高は減りません。

この国の肩代わりをした借金が、「臨時財政対策債」です。



黒岩知事も解説、コメントしています。

県が開設したインターネット上の放送局「かなチャンTV」は、月曜から金曜まで、曜日ごとのテーマを動画で楽しくお届け中！その中の「教えて！黒岩さん」というコンテンツ内で、黒岩知事が「臨時財政対策債」について解説、コメントしています。

「ネット動画で見る、知る、楽しむ神奈川情報」
好評配信中



かなチャンTV 検索

ガソリンベーパー対策の推進に関する主な取組について

1 啓発・情報発信

ORVR車の早期義務付けの必要性を広く国民に理解してもらうため、啓発・情報発信を実施した。

(1) ポスターによる啓発

内 容：普及啓発用のポスターを高速道路のサービスエリア等で掲示

期 間：平成28年2月29日～3月13日（東名高速道路他）
平成28年3月1日～31日（首都高速道路）

(ポスター)



(2) 動画を活用した情報発信

内 容：電車内のモニターに啓発動画を表示

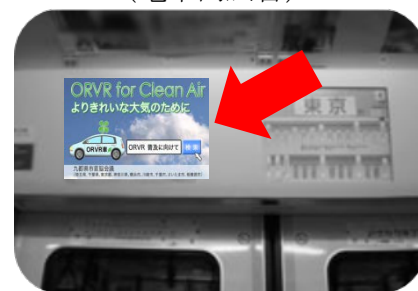
期 間：平成28年2月29日～3月6日

(電車内広告)

(3) 環境学習用ビデオによる啓発

内 容：環境学習用ビデオを作成し、公共機関等で放映

期 間：平成28年3月19日～



(4) 普及啓発品による啓発・情報発信

内 容：普及啓発用のリーフレット、モバイルクリーナー、タオルを作成し、各種イベント等で配布

期 間：平成27年12月4日～（リーフレット）
平成28年1月15日～（モバイルクリーナー）
平成28年2月19日～（タオル）

(モバイルクリーナー)



2 今後の予定

これまで作成した普及啓発用の広告媒体を活用し、情報発信を実施予定

(参考) 国等の動向

平成27年3月に環境省の中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会が公表した中間取りまとめを受け、同審議会自動車排出ガス専門委員会において、ガソリンベーパー対策案の検討を行っている（平成28年度末に答申予定）。

以上

「自然災害に備えた家庭での備蓄促進について」 (九都県市首脳会議における決定事項) の取組

概要

九都県市首脳会議の結果、「自然災害に備えた家庭での備蓄促進について」検討を行うこととなり、
今後は、次のとおり進めることとする。

- 1 検討項目
 - より一層、家庭における備蓄を推進していくための方策や、
日頃からの備えの重要性・必要性に係る効果的な
普及啓発の検討
- 2 検討組織
 - 防災・危機管理対策委員会
(地震防災・危機管理対策部会、
主管課長会議、地震対策担当者会議)

主な普及内容

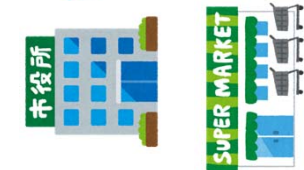
「日常備蓄(ローリングストック)」を
中心とした家庭での備蓄促進を普及する

ポスター・チラシによる集中的な広報

防災週間(8月下旬～9月上旬)

九都県市地域内 一斉に ポスターの掲示・チラシの配布 の実施
 ○ 九都県市合同防災訓練会場(防災マニュアル(冊子)での紹介も実施)
 ○ スーパーなどの小売店舗の店頭
 ○ 各都県市庁舎、施設 など

(参考: H27東京都作成ポスター) ⇒



各種イベント等を活用した広報

各都県市の防災イベント会場などで ポスターの掲示・チラシの配布 の実施

- 東京都(備蓄の日、防災展)
- 相模原市(さがみはら防災フォーラム) など

九都県市共通スローガン

災害時、その“買い置き”があなたを救う

検討・取組のスケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
【集中】防災訓練での普及												
【集中】店舗、庁舎での普及									★	★		
【都県市】イベントなどでの普及									★	★		
地震防災・危機管理対策部会												
合同防災訓練連絡部会												
防災・危機管理対策委員会				★					★			
九都県市首脳会議											★	

地球温暖化対策特別部会 ヒートアイランド対策検討ワーキンググループ会議の概要

1 会議の設置に至る経過

ヒートアイランド対策は九都県市共通の課題であり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて日本の高温多湿な夏に不慣れな外国人が多く来訪することや、熱中症リスクの高い高齢者が増加することを踏まえた対策が求められている。

平成27年秋の首脳会議において、ヒートアイランド現象を緩和するための取組や効果的な対策技術の活用について、環境問題対策委員会において検討することが合意された。

これを受け、同委員会温暖化対策特別部会の下にヒートアイランド対策検討ワーキンググループ会議が設置された。

2 会議の設置日及び開催日

会議の設置日	11月24日(火)
1回目会議開催日	1月8日(金)
2回目会議開催日	1月29日(金)
3回目会議開催日	3月30日(水)
4回目会議開催日	4月27日(水)

3 これまでの取組について

- 各都県市の取組状況や先進的な取組の把握・整理
各都県市のヒートアイランド対策の取組状況や先進的な取組について、把握・整理を行い、情報共有及び意見交換を行った。

4 今後の取組について

ヒートアイランド対策全般の啓発強化を目的として、次の事項を実施する。

- 打ち水イベントの開催
九都県市連携による打ち水イベントについて検討・調整を行い、今夏に開催する。
- 啓発リーフレットの作成・配布
ヒートアイランド対策について、特に事業者を対象とした啓発リーフレットの作成・配布を行う。

子どもの貧困対策について

1 課題・背景

子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査によると16.3%（平成24年）となっており、6人に1人の約325万人が「貧困」の状況にある世帯に属している。国においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し（平成26年1月施行）、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を策定している。

子どもの「貧困」は、心身の成長や学力の向上の妨げとなり、成人してからの就業などに影響を及ぼす可能性があることから、「貧困の連鎖」の問題が指摘されている。

2 これまでの取組について

平成27年11月9日の第68回九都県市首脳会議において九都県市が連携し、「子どもの貧困」の対策と未然防止に関わる、様々な施策・制度のシームレスな取組の推進に向けた検討を行うため、子どもの貧困対策検討会を設置した。

平成28年2月17日に開催した第1回検討会において、以下の項目について検討を進めることを確認した。

- (1) 学習支援のあり方
- (2) 居場所のあり方
- (3) 就労支援等のあり方
- (4) 課題（虐待・非行・ひきこもり）を抱えた子ども・若者の支援のあり方

3 今後の取組

引き続き検討会を開催し、検討項目について各都県市における好事例・先進事例の調査を実施し、調査結果を踏まえて「子どもの貧困対策」に関わる幅広い各施策の取組をシームレスに研究・検討するとともに、検討内容を踏まえ必要に応じて国に対して要望を実施する。

子どもの健康・未病対策推進検討会

検討状況の概要

1 課題・経緯

子どもの不規則な食生活の増加や運動習慣の二極化、外遊びの減少による室内での一人遊びが増加しており、このような状態を放置すると、将来の生活習慣病やロコモティブシンドロームなどの疾病リスクが高まる恐れがあり、子どもの頃から「食」「運動」「社会参加」の3つの取組からなる「未病を治す」取組を進める必要があるとした神奈川県提案を受け、九都県市において、「子どもの健康・未病対策推進検討会」が設置された。

「子どもの健康・未病対策」の効果的な普及啓発を図るため、各構成都県市の健康づくり・体力向上の取組について情報共有を図りながら、九都県市で連携した普及啓発の実施など、共同した取組について具体的方策を検討し、取組の推進を図る。

2 検討経過

(1) 第1回検討会（平成28年1月29日）

- ・子どもの健康・未病対策の推進について検討を行うにあたって、神奈川県より、「未病を治す」取組について説明を行った。
- ・各構成都県市の健康づくりや体力づくりの取組状況について情報交換・意見交換を行った。

(2) 第2回検討会（平成28年2月26日）

- ・第1回目の検討内容を踏まえ、事前に、九都県市で連携した取組について照会し、その結果等を踏まえ、具体の連携方策について意見交換を行った。
- ・九都県市で共通して使用できるデザインやデジタルコンテンツなどを作成し、各地域の使用可能な広報媒体等を活用して普及啓発を図ることとし、実施に向け、より具体的な方策について検討することとした。

(3) 第3回検討会（平成28年3月25日）

- ・九都県市で共通して使用できるポスターデザイン、推進キャッチコピー及びデジタルコンテンツ案など普及啓発の具体案について、意見交換を行うとともに、実施可能な取組から順次実施することとし、今後の作業工程などについて調整を図った。

3 今後の取組予定

- (1) 子どもの健康・未病対策の推進ポスターの作成
- (2) 子どもの健康・未病対策の推進デジタルコンテンツの作成
- (3) 子どもの健康・未病対策をテーマとした番組制作・放映に向け民間事業者等と調整
- (4) 子どもの健康・未病対策をテーマとした主要誌掲載に向け民間事業者等と調整
- (5) 上記(1)から(4)について、実施可能なものから順次実施
- (6) 引き続き、子どもの健康・未病対策に係る情報共有を図りながら、共通課題等について検討を図っていく。

